

業務委託契約書(案)

(以下甲という)と
(以下乙という)とは、甲の
管理に属する別紙仕様書記載の契約物件の保全につき、次のとおり委託契約を締結する。

- 第1条 乙は甲に対して本書第1章以下に定めるところに従い契約物件の保全業務を実施することを約し、甲はこれに対し報酬(以下業務委託料という)を支払うことを約する。
- 第2条 添付「仕様書」は、本契約を締結するにあたり、乙が契約物件を調査のうえ作成し、甲の同意を得たものとする。
- 第3条 業務委託料は、月額 円(うち消費税額 円)と定める。
2. 本契約により乙が業務を開始した日、または本契約が終了した日が月の中途である場合、その月の業務委託料は、前項の金額をその月の日数で除して得た額にその月の業務を提供した日数を乗じて得た額とする。
3. 消費税の額は、消費税法第28条第1項および第29条ならびに地方税法第72条の82および第72条の83の規定により算出したもので、契約金額に10/110を乗じて得た額である。
- 第4条 乙は前条の業務委託料を毎月甲に請求し、甲は適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、これを乙に支払うものとする。
- 第5条 業務委託料および契約条件等は、情勢の変化あるいは、やむを得ない事情が発生したときは、甲乙協議のうえこれを改定することができる。
- 第6条 本契約に関する契約保証金は、全額免除する。
- 第7条 乙が業務実施のため設置する機械、機器、その他の器具(以下警報機器という)は、乙の所有に属する。警報機器の種類、個数、設置場所は別途定めるセキュリティプランニングによるものとする。
- 第8条 甲は契約物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更をしようとするときは、その日から起算して15日前までに乙に通知するものとする。
2. 契約物件の増、改、新築等により既設の警報機器の移動または変更等の必要を生じた場合は、事前に乙に通知するものとし、当該工事費は甲が負担する。
また、甲乙協議により新たに警報機器の付加が必要と認められた場合も同様とし、これに伴い、業務委託料を改定することを認めるものとする。
3. 甲は、契約物件に隣接する建物の建設等周囲の状況の変化、その他甲において契約物件の安全に関係ある(乙の緊急要員が対処する際の生命・身体の安全に関係があるものを含む)と認められるときは、速やかに乙に通知する。

- 第9条 乙は警報機器を常に円滑に運用できるよう適宜点検を行うものとし、点検の都度その結果を甲に報告するものとする。
- 第10条 甲は警報機器の取扱いについて過誤のないよう日常注意するとともに、警報機器について故障、または異常を発見したときは直ちに乙に通知するものとする。
- 第11条 警報機器の補修または交換に要する費用は、その原因が甲の責に帰すべき事由によるときは、甲が負担するものとする。
- 第12条 警報機器の配線の自然損耗により、乙の業務提供に支障が生じた場合は、業務開始日から起算して5年間に限り、乙の費用負担で配線の補修または取替えを行うものとする。
- 第13条 本契約が終了したときは、乙は遅滞なく警報機器を撤去する。
警報機器撤去に際し、乙は警報機器の取付けの必要上契約物件に施された孔穴、その他変更部分については、一切の原状回復義務を負わないものとする。
2. 有効期間満了により本契約が終了した場合もしくは、甲の事由により本契約が中途終了した場合は、警報機器の撤去料は甲の負担とする。
- 第14条 乙は、次に掲げる場合には、その状況のやむまでの間業務の提供を停止し、業務提供に関する本契約上の義務を一切免れるものとする。この場合、乙は甲に対してその旨遅滞なく通知するものとする
- ① 甲の原因（労働争議を含む）により、この契約上の乙の提供業務が不可能になったとき。
 - ② 自然災害、その他不可抗力による状況の発生等、乙の責任によらない事由により、この契約上の乙の業務提供が不可能に至ったとき。
 - ③ 自然災害、その他不可抗力による状況の発生等、乙の責任によらない事由により、緊急要員の生命・身体に危険が生じる可能性があり、安全配慮義務その他の法令上の義務に照らし、業務の提供を継続することが適切でないと乙が判断したとき。
2. 甲は相当な事由があるときは、乙に対して業務の停止を求めることができる。
 3. 前2項の規定により、業務の一部が停止されたときも甲は所定の業務委託料を支払うものとする。業務の全部が停止された場合の業務停止期間中の業務委託料については、甲乙協議して定めるものとする。
- 第15条 甲および乙は、本契約の締結ならびに実施にあたり知り得た相手方の機密事項を、契約有効期間中であると契約終了後であるとを問わず、一切他に漏洩してはならない。
- 第16条 乙は本契約の履行にあたり、業務の全部もしくは一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。
- 第17条 乙は甲の承認を受けないで本契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡してはならない。
- 第18条 乙は本契約に基づく業務遂行中、乙の責に帰すべき事由により生じた甲の損害について次項の賠償額を限度として、保険により、甲に対してその損害を賠償するものとする。
2. 前項の賠償限度額は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円とする。
 3. 乙が本契約に基づき業務を実施中に、第三者に対し損害を与えた場合には、甲は、第三者に対し、直接損害賠償の責に任ずるものとし、乙の責に帰すべき事由のあるときは、乙はその補償として客観的に承認された賠償額証明に基づき、前項に定めた限度内の金額を甲に支払うものとする。
 4. 甲は第1項、および前項の事故による損害が発生したときは、その事故を知った日から14日以内に書面をもって事故による損害の発生を乙に通知しなければならない。

- 第19条 乙は下記事項については一切責任を負わないものとする。
- ① 天変地異、その他不可抗力により生じた一切の損害。
 - ② 警報機器が正常に作動したにもかかわらず、乙の責に帰すことのできない事由で通信回線により送信が行われない状態にあったために生じた一切の損害。
 - ③ 甲の責に帰すべき事由により警報機器が正常に作動しなかったことにより生じた一切の損害。
- 第20条 甲は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。
- ① 乙が正当な理由なくして本契約の全部または一部を履行しないとき。
 - ② 本契約について、乙またはその従業員に不正または不当の行為があったとき。
 - ③ 甲において乙が本契約を履行することができないと明らかに認めるとき。
 - ④ 前各号のほか、本契約の条項に違反したとき。
- 第21条 乙は甲の責に帰すべき事由により業務を提供しがたいと認めるときは、文書をもって通知することにより本契約を解除することができる。
- 第22条 甲および乙は解約につき相当の事由がある場合は、その事由を付し文書をもって相手方に解約の予告をするものとし文書到着後、甲乙協議のうえ、本契約を解約することができる。
- 第23条 本契約の有効期間は、令和8年4月1日より令和13年3月31日までとする。
- 第24条 本契約の解釈に疑義が生じたときまたは本契約に定めのない事項については、その都度甲乙誠意をもって協議のうえこれを解決するものとする。

上記契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名捺印のうえそれぞれ1通を保有する。

契約締結日 年 月 日

甲)

乙)

第一章 基本業務提供条件

- 第1条 乙は別途定めるセキュリティプランニングに示すとおり契約物件に設置された警報機器によって伝達される「異常」の有無を第2条に定めるところに従って監視し、「異常」に対して「仕様書」に定めるところに従って対処する。
- 第2条 前条の目的のため、乙は「異常」を受信してこれを示す機械設備および当該機械設備の正常動作を確認し得るに必要な機器をその管制本部に設置し、業務実施時間中管制担当員を定め、契約物件にかかる「異常」の有無を間断なく監視するものとする。
- 第3条 本契約において、甲は緊急連絡先を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとする。
2. 甲が複数の異なる業務を委託する場合には、甲はそれぞれの業務につき、一定数の緊急連絡先、および連絡優先順位を定めるものとする。
 3. 甲は、緊急連絡先、連絡優先順位を変更するときは、事前に遅滞なく、その旨文書で乙に通知するものとする。
- 第4条 業務遂行のため、乙が甲より鍵の預託をうけた場合は預り証を発行し責任をもってこれを保管管理するものとする。
- 甲は警報機器の操作のため、乙より預託された鍵（操作カードを含む）について責任をもって管理するものとする。
2. 事由のいかんを問わず、本契約が終了したときは、甲および乙は、その保管する鍵を直ちに相手方に返還する。
- 第5条 乙は業務実施時間中に、契約物件に事故が発生したときは、遅滞なく当該事故の状況、その他詳細について甲に報告書を提出するものとする。

仕 様 書

1. ①契約物件

所在地：

名 称：

②契約コード：

③業務委託料（月額） 円（税込 円）

2. 使用回線及びシステム商品名

3. 乙が受託する業務の種類

各業務の業務提供条件は別紙による。

4. 防犯サービスを受託する場合の業務提供時間は以下のとおりとする。

毎日 : ~ : ただし、甲の休日の防犯サービス提供時間は終日とする。

5. 本仕様書に定めのない業務実施に関わる事項については必要の都度、甲乙協議のうえ、
文書にて取り決めるものとする。

(防犯サービス)

- 第1条 乙は、以下の時間帯において警報機器または甲の機器によって感知される侵入異常の監視ならびに侵入異常を受信したときにおける緊急対処および警察機関への通報を行うものとする。
業務提供時間は、別紙仕様書に定める。
2. 乙が本サービスに加えて自動開閉店サービスをも受託している場合、自動開閉店サービスにより開店中のエリアについては、侵入異常の監視は行われないものとする。
- 第2条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を急行させ、異常事態の内容の確認を行うものとする。その結果、必要と認めるときは警察機関に通報し、緊急出動を要請するとともに事態の拡大防止のため必要な処置をとるものとする。ただし、有人運用（警報機器をセットした後も契約物件内または付属施設内に有人と取り決めた場合をいう）の場合は異常内容確認のため速やかに電話連絡するものとする。
- 第3条 甲が乙に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって乙の契約上の義務は終了するものとする。
- 第4条 乙は、CD（キャッシュディスプレイ）、ATM（オートメイトデポジットマシン）（以下これらを総称して「CD/ATM」という）または金庫（これに準じるものを含む。以下「金庫等」という）の侵入異常を監視する場合、その内部に異常があると認めるときは、直ちに甲の緊急連絡先に電話で通報する。甲の緊急連絡先に指定されている方は、乙より通報を受けたときは速やかに契約物件に急行し、乙はその到着を待って、その立会いのもとにCD/ATMまたは金庫等の内部点検を行うものとする。
2. 甲の緊急連絡先に指定されている方の立会いが不可能な場合またはCD/ATMもしくは金庫等の原状復旧に時間を要すると認められる場合は、乙は甲の要請に基づき必要に応じて臨時常駐警備を実施するものとする。この場合、臨時常駐警備にかかる料金は、乙が責任を負うべき事由による場合を除き、甲が負担するものとする。
3. 金庫等が設置されているエリアが物理的に区画されていない状態、および物理的に区画されている場合であっても金庫等が設置されているエリアのフロア全域が乙による警備監視外の状態において、金庫等に生じた損害については、甲は乙の責任を問わないものとする。
- 第5条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを特定の警報機器または甲の機器が異常を感知したとき、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させるとともに、画像、音声等により違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請するものとする。
2. 甲は、乙が業務提供における警察機関への通報にあわせて画像、音声等を警察機関に提供することがあることを了承するものとする。
- 第6条 警報機器に次の設定をしたことに起因して発生した損害については、甲は乙の責任を問わないものとする。
- ①機器の作動に関し遅延時間を設定した場合または警報機器に自動解除を設定した場合。
②警報機器または甲の機器により異常情報を送信しない時間帯を設定した場合。
③特定の防犯ブロックまたは防犯エリアの解除操作によりすべての防犯ブロックまたは防犯エリアの異常情報を送信しない設定をした場合。
④特定の防犯ブロックまたは防犯エリアの警報機器の機能を停止する設定をした場合。
- 第7条 甲の機器または甲が所有する画像伝送システム（以下これらを総称して「甲の機器」という）が正常に作動しないために乙の業務提供が混乱し、甲の安全確保に支障があると乙が判断した場合は、甲は当該甲の機器の改修、交換等乙の要求に基づく処理を速やかに行い乙に通知する。前記処置がなされるまでの間、乙の業務提供は停止されるものとし、その間の契約料金については変更されないものとする。
2. 甲の機器が正常に作動しないために乙が損害を被った場合、甲は乙の損害金を負担するものとする。
- 第8条 下記事項については、乙の責任の対象外とするものとする。
- ①乙が甲の要求により実施する本契約に明示のない特別のまたは追加的な業務から生じた損害。
②自然災害、その他不可抗力により生じた損害。
③乙の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で通信回線・通信設備の不具合（無線通信ができない場合を含む）により送信が行われない状態にあったために生じた損害。
④本契約において、乙の提供する業務が複数の異なる異常を対象とするときに緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた損害。
⑤甲に損害が発生した場合において、当該損害が屋外（屋内であっても業務対象エリア外と境界線上の物理的規制が無いまたは弱い場合を含む。以下同じ）に所在する甲の財物について発生した場合の損害、および警報機器の設置箇所以外または警報機器の機能外で発生した損害。また、屋外と同じ状況下（例：無人駐車場内、無人販売店舗内）にある自動料金精算機、両替機、自動販売機、自動貸出機、宅配ロッカー等の破壊、こじあけ等の侵入異常監視を行う場合、当該監視対象物およびその内部に所在する財物について発生した損害。
⑥甲が警報機器をセットする際に契約物件についての異常の有無の確認を怠ったことにより、警報機器のセット前からの潜入、潜伏者を発見できなかったために生じた盗難、破損、その他損害。
⑦現金、貴重品を契約物件内に保管する場合において、容易に持ち運び可能な状態に保管してあった場合に生じた損害。
- なお、乙の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、甲の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとする。
- 第9条 乙が業務を提供するために必要な権限は、甲が乙に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指揮の権限は乙が有するものとする。

(火災監視サービス)

- 第1条 乙は、終日、警報機器または甲の機器によって感知される契約物件にかかる火災異常の監視ならびに火災異常を受信したときにおける緊急対処および消防機関への通報を行う。
- 第2条 乙は、異常情報を受信したときは、遅滞なく契約物件に電話連絡し、火災発生と判断したときは直ちに消防機関に通報し緊急出動を要請するものとし、同時に緊急要員を契約物件に急行させ、必要な処置をとるものとする。
2. 前項において、電話連絡するも連絡不能の場合、または乙が防犯サービスをも受託している場合で、甲により警報機器がセットされている状態（その他乙において無人時と扱うことができる状態）において異常情報を受信したときは、乙は遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させ、火災の有無の確認を行うとともに、必要と認めた場合は消防機関に通報し、緊急出動を要請するものとする。
- 第3条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを特定の警報機器または甲の機器が異常を感知したとき、画像、音声等を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させるとともに、画像、音声等により火災発生を明らかに認識したときは直ちに電話にて消防機関に通報し、その緊急出動を要請するものとする。
2. 甲は、乙が業務提供における消防機関への通報にあわせて画像、音声等を消防機関に提供することがあることを了承する。
- 第4条 甲が乙に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって乙の契約上の義務は終了するものとする。
2. 消防隊出動時における消防隊による入口扉等の破壊損害については、甲は乙および消防隊に対して、損害賠償請求を行わないものとする。
- 第5条 特定の防犯ブロックの解除操作により異常情報を送信しない設定をした場合、または警報機器もしくは甲の機器に異常情報の送信に遅延時間を設定した場合、甲はこれに起因して生じた損害については、乙の責任を問わないものとする。
- 第6条 契約物件の出入口に設置された電気錠、シャッター、オートドア、キーボックス等を火災発生時に自動的に解錠・開放させる設定をした場合、甲は次の損害について乙の責任を問わないものとする。
- ①当該設定により、出入口よりの入退出が可能な間に発生した盗難、破壊等による損害。
②キーボックス内の鍵の不正使用、紛失等により発生した損害。
③甲の機器の誤作動に起因して発生した損害。
- 第7条 甲の機器または甲が所有する画像伝送システム（以下これらを総称して「甲の機器」という）が正常に作動しないために乙の業務提供が混乱し、甲の安全確保に支障があると乙が判断した場合は、甲は当該甲の機器の改修、交換等乙の要求に基づく処理を速やかに行い乙に通知する。前記処置がなされるまでの間、乙の業務提供は停止されるものとし、その間の契約料金については変更されないものとする。
2. 甲の機器が正常に作動しないために乙が損害を被った場合、甲は乙の損害金を負担するものとする。
- 第8条 下記事項については、乙の責任の対象外とする。
- ①乙が甲の要求により実施する本契約に明示のない特別のまたは追加的な業務から生じた損害。
②自然災害、その他不可抗力により生じた損害。
③乙の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で通信回線・通信設備の不具合（無線通信ができない場合を含む）により送信が行われない状態にあったために生じた損害。
④本契約において、乙の提供する業務が複数の異なる異常を対象とするときに緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた損害。
⑤甲に損害が発生した場合において、当該損害が警報機器の設置箇所以外または警報機器の機能外で発生した損害。なお、乙の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、甲の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとする。
- 第9条 乙が業務を提供するために必要な権限は、甲が乙に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指揮の権限は乙が有するものとする。

(設備監視サービス)

- 第1条 乙は、警報機器または甲の機器によって感知される甲の機器の異常を終日監視する。甲の機器の種類・監視項目・異常発生時の対応タイプは、別途定める「設備情報一覧表」によるものとし、乙は対応タイプ別に以下の処置を行うものとする。
- ①「設備情報一覧表」において異常発生時の対応タイプが（通報）となっている甲の機器に関しては以下のとおりとする。
- 乙は、甲の機器の異常情報を受信したときは、遅滞なく甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で通報するものとする。甲の緊急連絡先として指定されている方は、乙より電話通報を受けたときは速やかに契約物件に急行し、甲の責任において甲の機器の修理、復旧等必要な処置をとり、復旧完了の事実を乙のコントロールセンターに送信するものとする。乙の契約上の義務は、甲の緊急連絡先への前記に従った電話連絡をもって、完了する。なお、連絡不能の場合は、その時点をもって乙の契約上の義務は終了するものとする。
- ②「設備情報一覧表」において異常発生時の対応タイプが（対処、通報）となっている甲の機器に関しては以下のとおりとする。
- 乙は、甲の機器の異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させ異常内容の確認を行い必要と認めたとときは遅滞なく甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で通報する。甲の緊急連絡先として指定されている方は、乙より電話通報を受けたときは速やかに契約物件に急行し、甲の責任において甲の機器の修理、復旧等必要な処置をとるものとする。
- ③「設備情報一覧表」において異常発生時の対応タイプが（対処、応急処置）となっている甲の機器に関しては以下のとおりとする。
- 乙は、甲の機器の異常情報を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させ異常内容の確認を行うものとする。その結果必要と認めたとときは、可能な限り応急処置、被害拡大防止処置を行い、速やかに甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話連絡する。この場合、応急処置等に要した保守部品の交換費用については甲が負担するものとする。
- ④乙が本サービスに加えて保守点検サービスをも受託している場合で、保守対象機器に当該機器が含まれているときは、乙は直ちに保守点検サービスに従って修理・交換等の適切な処置をとるものとする。
- ⑤乙が保守点検サービスを受託していない場合、乙の契約上の義務は、甲の緊急連絡先への第②号、および第③号に従った電話連絡をもって完了するものとする。なお、電話連絡をとるも連絡不能となった場合は、その時点をもって乙の契約上の義務は終了するものとする。
- ⑥第②号、および第③号において、契約物件または付属施設内に有人と認められる場合に異常情報を受信したときは、乙は遅滞なく甲の緊急連絡先のいずれかに定められた順序に従って電話で通報するものとし、甲により復旧完了がなされたことを確認できたときは、乙は緊急要員を出動させないことができるものとする。
- 第2条 乙は、甲または乙が所有する画像伝送システムを甲がエレベーター非常通報装置を操作したときに、画像、音声を乙のコントロールセンターに送出する設定をした場合、コントロールセンターで画像、音声等を受信したときは、遅滞なく緊急要員を契約物件に急行させるとともに、画像、音声等により違法行為者の存在を明らかに認識したときは直ちに電話にて警察機関に通報し、その緊急出動を要請するものとする。
2. 甲は、乙が業務提供における警察機関への通報にあわせて画像、音声等を警察機関に提供することがあることを了承する。
- 第3条 特定の防犯ブロックの解除操作により異常情報を送信しない設定をした場合、または警報機器もしくは甲の機器に異常情報の送信に遅延時間を設定した場合、甲はこれに起因して生じた損害については、乙の責任を問わないものとする。
- 第4条 甲の機器が製造、生産、加工、情報（データ）、薬品（薬剤）の管理を目的とする設備である場合、または養殖、栽培を目的とする設備である場合、あるいは人命にかかわる設備である場合、乙は本サービス提供に関し、甲が被った損害については責任を負わないものとする。
- 第5条 甲の機器または甲が所有する画像伝送システム（以下これらを総称して「甲の機器」という）が正常に作動しないために乙の業務提供が混乱し、甲の安全確保に支障があると乙が判断した場合は、甲は当該甲の機器の改修、交換等乙の要求に基づく処理を速やかに行い乙に通知する。前記処置がなされるまでの間、乙の業務提供は停止されるものとし、その間の契約料金については変更されないものとする。
2. 甲の機器が正常に作動しないために乙が損害を被った場合、甲は乙の損害金を負担するものとする。
- 第6条 下記事項については、乙の責任の対象外とする。
- ①乙が甲の要求により実施する本契約に明示のない特別のまたは追加的な業務から生じた損害。
- ②自然災害、その他不可抗力により生じた損害。
- ③乙の警報機器は正常に作動したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で通信回線・通信設備の不具合（無線通信ができない場合を含む）により送信が行われない状態にあったために生じた損害。
- ④本契約において、乙の提供する業務が複数の異なる異常を対象とするときに緊急度に応じた業務提供を行うことにより生じた損害。
- なお、乙の損害賠償の対象となる損害には、理由のいかんを問わず、甲の営業が休止または阻害されたことにより生ずる喪失利益は含まないものとする。
- 第7条 乙が業務を提供するために必要な権限は、甲が乙に付与し、かつ業務に関する運営ならびに指揮の権限は乙が有するものとする。

協 定 事 項

(緊急連絡先)

- 第1条 本契約において、甲は緊急連絡先を一定数定め、かつ、連絡優先順位を明示するものとする。
1. 甲は前項の内容を変更するときには、事前に遅滞なくその旨文書をもって乙に通知するものとする。
 2. 乙は本契約の業務提供に際し、必要と認めるときは定められた順位に従って、甲のいずれかの緊急連絡先に遅滞なく電話連絡するものとする。

(鍵、操作カード)

- 第2条 甲は本契約の目的遂行のため、乙の要求する数の鍵を甲の費用負担で複製し、乙に預託し、乙は預り証を発行し責任をもってこれを保管・管理するものとする。
1. 甲は警報機器操作のため、乙より預託された操作カードについては、責任をもって管理するものとする。追加・再発行（新品不良は除く）にかかる費用は甲が負担する。
 2. 警報機器のセット・解除操作にかかわる登録、設定変更、削除等を甲が行う場合、甲は責任をもってその管理を行うものとし、これがなされないことに起因して生じた損害については、乙は責任を負わないものとする。

(通信回線、その他の費用)

- 第3条 乙の業務提供に際し必要な通信料金（警報機器の信号送出にかかる通信料金を含む）、電気料金は甲が負担するものとする。
1. 乙の業務提供が乙名義の回線を使用して行われる場合、甲は乙の承諾を得ずに目的外に当該回線を使用できないものとする。
 2. 甲は、警報機器が信号送出する際、甲が使用中の回線が強制的に切断される場合があることを了承し、これにより発生した事態、損害については乙に責任がないことを確認するものとする。
 3. 無線通信アダプターは電波を発信するため、ペースメーカーを含む一部の医療機器に影響を及ぼす可能性がある。

(契約物件の変更)

- 第4条 甲は、乙から契約物件の安全確保に支障のあるものについて改善の申し入れを受けたときは、速やかに必要な処置をとるものとする。
1. 甲は、下記事項を了承する。
 - ①甲の都合による契約物件の増改築、模様替え、レイアウトもしくは用途変更（甲の機器、通信回線の変更を含む）を行う場合、原則として変更を行う15日前までに文書をもって乙に通知するものとする。
 - ②契約物件に隣接する建物の建設等周囲の状況の変化その他甲において契約物件の安全に関係あると認められる場合は、乙に通知するものとする。
 2. 下記についての費用は甲が負担するものとする。
 - ①第1項の改善に要する費用。
 - ②第2項による既設の警報機器の移動または変更等、および新たな警報機器の設置にかかる費用。
 3. 甲が第1項の処置をとらなかつたために生じた損害、および第2項の通知をしなかつたために生じた損害については、乙は責任を負わないものとする。

(特約)

- 第5条 本条に定めた事項が該当する場合は、他の条項に優先して適用されるものとする。

【鍵の預託を受けない場合の特約】

- ①乙は、甲から契約物件に入場するための鍵の預託を受けない場合において、契約物件に入場する必要が発生したときは、事前に甲の緊急連絡先に電話連絡し、その方による鍵の解錠を待って契約物件の点検を行う。この取り決めにより契約物件への入場が遅れたために生じた損害については乙は責任を負わないものとする。
尚、乙の契約物件到着後、20分を経過しても甲の緊急連絡先に指定されている方が契約物件に到着しない場合、乙の契約上の義務は終了するものとする。警報機器がセット状態に復旧されるまでに発生した損害については、乙は責任を負わないものとする。
- ②甲が乙に鍵を預託しない（鍵が変更されて使用できない場合を含む）契約物件の部屋等の異常の有無の確認については、外部よりの確認を限度とし、その確認をもって乙の契約上の義務は終了するものとする。

【危険エリアまたは乙が単独点検しないエリアに関する特約】

- 乙が契約物件に緊急要員を出勤させる場合において、オゾンガス発生設備設置箇所、危険物収容箇所および甲より予め指定された立ち入り禁止エリア等の危険エリア、ならびに甲との合意に基づく乙が単独点検しないエリア（以下「当該エリア」という）の点検が必要と認められた場合の措置は次のとおりとする。
- ①乙は当該エリアの点検が必要と認めるときは、遅滞なく甲の緊急連絡先に電話で通報するものとする。
 - ②甲の緊急連絡先として指定されている方は、前号の連絡を受けたときは速やかに契約物件におもむき、乙の緊急要員はその方の現場到着を待って当該エリアの点検を行うものとする。
 - ③乙は①②に際し、必要と判断したときは直ちに電話にて警察・消防機関に通報し、緊急出勤を要請する等必要な処置をとるものとする。
 - ④乙の①による電話通報後、20分を経過しても甲の緊急連絡先に指定されている方が契約物件に到着しない場合、または連絡不能の場合は、乙の契約上の義務は終了するものとする。
警報機器がセット状態に復旧されるまでに発生した損害については、乙は責任を負わないものとする。
 - ⑤甲は乙による当該エリアに設置された警報機器の点検には必ず立ち会うものとする。

【火災発生時電気錠等を自動開放する場合の特約】

契約物件の出入口に設置された電気錠、シャッター、オートドア、キーボックス等を火災発生時に自動的に解錠・開

放させる設定をした場合、甲は次の損害について乙の責任を問わないものとする。

- ①当該設定により、出入口よりの入退出が可能な間に発生した盗難、破壊等による損害。
- ②キーボックス内の鍵の不正使用、紛失等により発生した損害。
- ③甲の機器の誤作動に起因して発生した損害。

【画像、音声等を使用して業務を提供する場合の特約】

- ①甲または乙が所有する監視カメラ、音声収集装置および画像センサーなど画像、音声等を送信するもの（以下総称して「画像伝送システム」という）を、業務を提供する際に併せて使用する場合、乙は画像、音声等により違法行為を明らかに認識したとき、もしくは違法行為が極めて短時間になされると明らかに認めるときは、所定の業務を提供するほか画像伝送システムにアナウンス機能がある場合は違法行為者を退去させる目的で直ちに音声による所定のアナウンスを行う。この場合、甲は違法行為者が甲等に対して危害、損害を加えるなどの行動をとることがありうべきことについて予め認識し、これを了承するものとする。なお、画像、音声等により火災発生を明らかに認識したときは直ちに電話にて消防機関に通報し、その緊急出動を要請するものとする。
- ②画像伝送システムに使用される通信回線は、画像、音声等の送信がなされている間は他の目的に使用できなくなることを、甲は予め了承するものとする。
- ③乙は、画像、音声等により違法行為がなされていないと判断したときは、緊急要員を出動させないことができるものとする。
- ④乙は、警報機器の点検時に画像伝送システムの点検を行うものとする。甲は画像伝送システムの故障その他異常の発生を知ったときは直ちに乙に通知するものとする。
- ⑤乙は前号において画像伝送システムの故障その他異常を知ったときは速やかに点検を行い、その結果必要と認めるときは修理または交換の処置をとるものとする。この場合、甲が所有する画像伝送システムの修理または交換に要する費用は品質保証期間を除き、すべて甲が負担するものとする。
- ⑥画像伝送システムの故障その他の異常および設置条件（照度を含む）に変更を及ぼす事由が発生したにもかかわらず、乙の責任によらない事由で乙がこれを知らなかった場合において、それによって生じた損害については乙はその責任を負わないものとする。
- ⑦画像伝送システムの画像監視エリア外については、画像伝送システムを使用しての業務提供は行わないものとする。また乙の責任によらない事由による通信回線・通信設備の不具合（画像、音声等を送信するのに十分な空き帯域が確保されていない場合、および無線通信ができない場合を含む）により、画像、音声等が送信されない、または画質、音質等が低下し画像、音声等の確認ができないときは、画像、音声等を使用しての業務（フォギーユニットを設置している場合はその作動を含む）の提供は停止されるものとする。これらにより発生または拡大した被害については、乙はその責任を負わないものとする。
- ⑧甲は、乙が業務提供における警察機関への通報にあわせて画像、音声等を警察機関に提供することがあることを了承する。

【プライバシーに関する特約】

甲および契約物件利用者の個人に関する、または甲および契約物件利用者の機密に関する画像、音声等の情報を、甲が乙に提供した場合（甲の同意のもと乙が入手した場合を含む）または甲が閲覧、聴取等した場合、甲は、当該個人または機密情報保有者から乙に対して何らかの申し入れ・苦情があったとしても、自己の責任で処理し、乙に迷惑をかけないものとする。

（その他の事項）

第6条 甲は、下記事項を了承するものとする。

- ①甲は、停電、通信回線の変更・不通、警察・消防署からの通知その他乙の業務提供に関係すると甲において認められる事項を、その都度遅滞なく乙に通知するものとする。
- ②甲は、その管理下にある者（甲が入場を認めた方および契約物件入居者を含む）による警報機器の操作について管理し、その操作過誤については、すべて甲の責任で処理するものとする。
- ③甲は、警報機器のセットまたは解除ができない場合は、乙に電話連絡するものとする。
- ④甲は、警報機器をセットする場合は、契約物件について扉・窓等の施錠、残留者・潜伏者の有無、ガス・水道等の元栓、灰皿等の火気その他を点検し、異常がないことを確認するものとする。
- ⑤乙が契約物件の火災監視を乙と第三者との警備契約に基づき行う場合は、甲は、乙が乙と第三者との間の火災監視業務に関する契約に基づき、火災の有無の点検のため、契約物件に入場することをあらかじめ認めるものとする。
- ⑥ガラスセンサーを設置する場合は、甲の要望がある場合を除き、契約終了等の場合に乙は撤去しないものとする。
（乙は所有権を放棄する）ガラスセンサーを甲の要望で撤去する場合、ガラスへの損傷について乙は責任を負わないものとする。また、ガラスセンサーが設置されているガラス部分が解除中に破壊されたときは、甲は乙に連絡するものとする。連絡がなく当該破壊部分に起因して損害が発生した場合についても乙は責任を負わないものとする。